誓　　　約　　　書

 　　　　年　　月　　日

 北方町長　　様

 住　所

 氏　名

　農地転用許可申請書の提出に際しては、下記事項を遵守することを誓約します。

１．農地法第４条・第５条の許可を受けた後は、申請どおりの目的に供すること。

２．農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置すること。

３．用排水路、道路、河川敷等の法面を埋め立てまたは占用するときは、町長に、国道、　　県道及び河川については国道事務所及び岐阜県土木事務所に所定の手続きをし、その　　承認を受けて施工すること。

４．用排水路、道路の変更移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに町　　長に届出し、所定の手続きをした上施工すること。

５．付近の土地、作物及び家畜等に被害をおよぼす恐れのあるときは、それに対する予防　　施設を施すこと。

６．転用地に工場、畜舎等を施工するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公　　害防止施設を施すこと。

　（県、町等に届出協議を必要とする施設については、それを了すること）

７．付近の土地道路及び水路について埋立ての際及び転用後において土砂の流出、湧水、　　堆積崩壊またはこの転用により施設等から生じるガス、ばい煙、粉じん、汚濁等の流　　排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときはそれに対　　する損害を補償すること。

８．建築基準法に定める基準（幅４ｍ以上）までに道路を拡幅されても支障のないように　　転用して、道路拡幅の際にはその事業に協力すること。

９．庭園、生垣等に農地に影響があるような樹木を植えないこと。（ビャクシン、イブキ類他）

10．隣接農地において紛争が生じた際は、隣接地耕作者及び隣接地土地所有者と転用事業者と協議の上、責任をもって解決します。

11．その他特約事項

　(１)　農地転用許可後に事業計画を変更し転用事業を行うことになったときには、事業　　計画変更申請書（誓約書等関係書類添付）を農業委員会経由許可権者に提出すること。

　(２)　転用事業完了後において許可にかかる土地をやむを得ず他に譲渡するときには、　　譲渡人の責任において新たに所得する者にこの誓約事項を確実に引継ぐこと。